

つくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険料の減免に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 **7** 年 **8** 月**28** 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険料の減免に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険料の減免に関する事務取扱要綱（平成24年つくばみらい市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定被災区域（東日本大震災特別法第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）」を「帰還困難区域及び旧避難指示区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点の4区域等をいう（いずれも解除・再編された場合を含む。）。以下同じ。）」に改め、同条ただし書中「平成26年」を「平成27年」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「大震災の発生した日以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象となる年金給付の支払日をいう。以下同じ。）が到来する平成22年度分から令和6年度分まで」を「令和7年度」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 帰還困難区域から避難を行った被保険者又は旧避難指示区域等であり、かつ、別表に定める区域等から避難を行った上位所得者（被保険者個人の合計所得金額（租税措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額）が633万円以上の者をいう。）を除く被保険者であること。
- (2) 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域から避難を行った被保険者（上位所得者に限る）であること。
- (3) 新たに結婚その他これに準ずる理由により前2号のいずれかに該当する者のいる世帯に属することとなった被保険者であること（前2号に該当する場合を除く）。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 前条第1号に掲げる理由による場合 別表に定めるとおり
- (2) 前条第2号に掲げる理由による場合 別表に定めるとおり
- (3) 前条第3号に掲げる理由による場合 減免の割合は世帯に属する第3条1号または第2号に該当する減免対象者の割合と同等とする（令和7年4月2日以降に前条第3号に該当することとなった場合には該当することとなった日の属する月から令

和 8 年 3 月 分（令和 7 年度中に減免対象者の世帯から分離した場合は当該月の前月分）
までの保険料に対し適用する）

第 6 条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「第 3 条各号に該当することを確認することができる」に改め、同条各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

区域等		減免の額
帰還困難区域等	原子力災害特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項の規定に基づき設定されている帰宅困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域	令和 7 年度分介護保険料の全額
旧避難指示区域等 （上位所得者を除く。）	平成 2 8 年に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、南相馬市の一部、川内村の一部）	令和 7 年度分介護保険料の 2 分の 1 に相当する額
	平成 2 9 年に指定が解除された旧居住制限区域等（飯館村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部）	令和 7 年度分介護保険料の全額
	平成 3 1 年に指定が解除された旧居住制限区域等（大熊町の一部）	
	令和 4 年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部）	
	令和 5 年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（浪江町の一部、富岡町の一部、飯館村の一部）	
	令和 7 年 3 月 3 1 日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯館村の一部、葛尾村の一部）	
旧避難指示区域等 （上位所得者に限る。）	令和 7 年 3 月 3 1 日に指定が解除された旧帰還困難区域（飯館村の一部、葛尾村の一部）	令和 7 年 4 月から 9 月までの月割算定額に相当する額

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険料の減免に関する取扱い事務要項の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2. この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のつくばみらい市東日本大震災被害者に対する介護保険料の減免に関する事務取扱要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この告示による相当規定によりなされたものとみなす。